

平成27年3月20日

「労災保険料率の改定」

平成27年4月1日から労災保険料の率が3年ぶりに改定されます。
改定された事業の種類だけを抜粋してお知らせします。貴社の業種は入っていないか確認して下さいネ
★平成27年4月1日施行(抜粋)

事業の種類 分類	業種 番号	事業の種類	/1000
漁業	11	海面漁業	19.0
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38.0
鉱業	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20.0
	24	原油又は天然ガス鉱業	3.0
	25	採石業	52.0
	26	その他の鉱業	26.0
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	79.0
	32	道路新設事業	11.0
	33	塗装工事業	9.0
	34	鉄道又は軌道新設事業	9.5
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く)	11.0
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5
	37	その他の建設事業	17.0
製造業	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5
	44	木材又は木製品製造業58	14.0
	45	パルプ又は紙製造業	7.0
	47	化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	5.5
	51	非鉄金属精錬業	6.5
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5
	53	鋳物業	18.0
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4.0
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
運輸業	61	その他の製造業	6.5
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く)	9.0
	74	港湾荷役業	13.0
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13.0
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	12.0
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7.0
	90	船舶所有者の事業	49.0

※平成27年4月1日から、「65 たばこ等製造業」は「41 食料品製造業」に統合されます。
※労務比率、第2種・第3種特別加入保険料率も改訂されます。

「健康保険料率の改定」

大阪府の健康保険料率は、10.04%

介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)は、介護保険料率(1.58%)が加わります。
平成27年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、例年より1ヶ月遅れて、
本年4月分(5月納付分)からの適用となります。

※任意継続被保険者の方は5月分(5月納付分)から変更です。